

平成 29 年 4 月以降の市民体育施設・生涯学習施設等の団体利用について

◆ ご利用方法

市内の体育施設・生涯学習施設・学校開放施設等を団体利用する場合は、パソコン、スマートフォン、利用端末（第二体育館、社会教育会館本館・東館・西館、大沢総合グラウンドに設置※1）から「三鷹市生涯学習施設等予約システム」で予約してください。また、施設を利用できる団体には、市内団体と市外団体があり、団体の登録要件、施設予約の流れや使用料が異なります。詳細は、お問い合わせ先までご連絡ください。

※1 平成 29 年 4 月以降は、設置場所が変更になります。

◆ 三鷹市生涯学習施設等予約システム

- ・パソコン版＝<http://www.yoyaku.mitaka.site>
- ・スマートフォン版＝<http://www.yoyaku.mitaka.site/m>

※パスワード設定時には、団体登録申請書に記入した連絡者の電話番号（ハイフンなし）が必要となります。

◆ 抽選予約申込方法（市内団体）

- ・ 抽選の申し込みを行います

利用月の3ヶ月前の1日9:00～10日23:59
※平成 29 年 4 月分のみ1月4日からとなります。
月 10 区分まで申込可能（最大当選区分5区分、学校開放施設を除く生涯学習施設は、10 区分）



抽選申込みは、
3ヶ月前から！

- ・ 抽選（11 日）

- ・ 抽選結果の公開（予約完了）（15 日）

抽選結果は、メールでも通知します。
（アドレス登録団体のみ）

- ・ 使用料を納入します

有料施設を予約して、口座登録をしていない団体は、**元気創造プラザ1 階受付**で使用料を事前納入します。
・利用月の3ヶ月前 25 日 9:00～利用日当日

- ・ 施設を利用します

- ・ 当日は、利用前に窓口に団体登録カードを提示してからご利用ください。
- ・ 利用後は、窓口に当日の利用人数等を報告してください。

注意！

旧システムで行っていた確定処理はなくなりましたので、抽選に当選した時点で、予約が完了となります。

予約の取消はお早めに！

- ・ 利用日の7日前までに取消が可能です。
（有料施設は利用日の7日前をすぎると使用料が発生しますので、ご注意ください）
利用日が 20 日の場合は、13 日までです。
- ・ 利用日の7日前をすぎから取消す場合や、事前納入済の予約を取消す場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

有料施設で口座登録をしている場合は、登録口座から自動引き落としされます。

引き落とし日：利用日の翌々月の1日（土日祝日の場合は、翌営業日）

※口座引き落としをご希望の方は、事前の口座登録が必要です。口座振替依頼書は、各受付窓口に設置しています。

なお、口座振替依頼書は、**金融機関へ提出せず**、団体登録申請書を提出した窓口に必ず提出してください。

◆ 空き施設予約方法（市内・市外団体）

- 空き状況を確認します

利用月の2ヶ月前の1日9:00～



- 空き施設の予約を行います

- 市内団体
利用月の2ヶ月前の1日9:00～利用日前日（学校開放施設は、利用日3日前まで）
先着順、月20区分（学校開放施設は、月10区分）まで予約可能（当選区分含む）
- 市外団体
利用月の1ヶ月前の1日9:00～利用日前日
先着順、月10区分まで予約可能
※利用日当日の予約は、直接元気創造プラザ1階受付窓口にお越しください（学校開放施設を除く）。



- 使用料を納入します

有料施設を予約して、口座登録をしていない団体は、**元気創造プラザ1階受付**で使用料を事前納入します。

- 予約日～利用日当日



- 施設を利用します

- 当日は、利用前に窓口で団体登録カードを提示してからご利用ください。
- 利用後は、窓口で当日の利用人数等を報告してください。

市内団体の空き施設の予約は、2ヶ月前から！



予約の取消はお早めに！

- 利用日の7日前までに取消が可能です。
（有料施設は利用日の7日前をすぎると使用料が発生しますので、ご注意ください）
利用日が20日の場合は、13日までです。
- 利用日の7日前をすぎても取消する場合や、事前納入済の予約を取消する場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

◆ 施設利用上の注意点

- 団体登録カードは、他の団体に譲ったり貸したりすることはできません。
- 準備や後片付けは時間内をお願いします。また、利用後は清掃をお願いします。
- 施設の器具等は大切に扱い、整理整頓を心掛けてください。また、ごみは各自で必ずお持ち帰りください。
- 使用条件、使用に関する諸規定及び管理者の指示を守れない方は、施設の使用をお断りすることがあります。
- 体育施設は、雨天等の使用中止の判断を使用時間の30分前、学校体育施設は使用時間の15分前に管理者が判断しますので、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。（午前8時30分より早い時間は、警備室にお問い合わせください）。
- 平成29年4月以降の施設使用料は、平成29年3月から納入が可能です。

◆ お問い合わせ先

◇三鷹市役所（代表）：0422-45-1151

- スポーツ施設に関すること・・・第二体育館（内線3329・3332）、スポーツ振興課（内線3327）
※第二体育館の開館日は、月曜日（月曜日が祝日の場合は、祝日明けの月曜日）を除く午前9時～午後8時
- 生涯学習施設に関すること・・・社会教育会館（内線3350）
（水曜日・祝日を除く午前9時30分～午後5時）
- 学校開放施設（会議室等）に関すること・・・生涯学習課（内線3316）
- 東・西多世代交流センターに関すること・・・東社会教育会館（内線2666）、西社会教育会館（内線2667）
（平日午前9時～午後5時）

※平成29年4月以降は、お問い合わせ先が、一部変更となります。